

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
アンゴラ	食糧援助に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	550,000千円 H15.3.31まで	H14.4.10 ルアンダ で (同日)	日本側 菅野悠紀雄在アンゴラ大使 アンゴラ側 フローレンシオ・ダルメーダ外務省二国間協力局長	H15.2.6 22号
アンゴラ	食糧増産援助に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H15.3.31まで	H14.4.10 ルアンダ で (同日)	日本側 菅野悠紀雄在アンゴラ大使 アンゴラ側 フローレンシオ・ダルメーダ外務省二国間協力局長	H15.5.13 134号
アンゴラ	ジョシナ・マシエル病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	ジョシナ・マシエル病院整備計画を実施するために必要な 1. ジョシナ・マシエル病院の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の管理指導に必要な役務の供与	1,136,000千円 H15.3.31まで	H14.7.11 ルアンダ で (同日)	日本側 菅野悠紀雄在アンゴラ大使 アンゴラ側 マリア・デ・ジェスス・フェレイラ外務省アジア・オセアニア局長	H15.6.24 193号
アンゴラ	第二次ルアンダ市電話網整備計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	第二次ルアンダ市電話網整備計画を実施するために必要な 1. 電話網の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	975,000千円 H15.3.31まで	H14.7.11 ルアンダ で (同日)	日本側 菅野悠紀雄在アンゴラ大使 アンゴラ側 マリア・デ・ジェスス・フェレイラ外務省アジア・オセアニア局長	H15.6.24 194号
アンゴラ	ルアンダ州小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	ルアンダ州小学校建設計画を実施するために必要な 1. 小学校建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,196,000千円 H15.3.31まで	H14.8.28 ルアンダ で (同日)	日本側 川口順子外務大臣 アンゴラ側 ジョアン・ペルナルト・デ・ミランダ外務大臣	H15.7.24 266号
アンゴラ	食糧援助に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	500,000千円 H16.3.31まで	H15.4.17 ルアンダ で (同日)	日本側 飯山常成在アンゴラ大使 アンゴラ側 フランシスコ・ロペス・オ・オリベイラ・イ・シルバ外務副大臣	H16.8.26 529号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

アンゴラとの無償資金協力取極一覧

アンゴラとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
アンゴラ	ジョシナ・マシエル病院整備計画のための贈与に関する日本国政府とアンゴラ共和国政府との間の交換公文	ジョシナ・マシエル病院整備計画を実施するために必要な 1. ジョシナ・マシエル病院の改善に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の操作指導に必要な役務の供与 5. 上記1.の管理指導に必要な役務の供与	2,847,000千円 (H15年度 390,000千円) H16.3.31まで (H16年度 1,774,000千円) H17.3.31まで (H17年度 683,000千円) H18.3.31まで	H15.5.29 ルアンダ で (同日)	日本側 飯山常成在アンゴラ大使 アンゴラ側 アルベルタイーナ・ジュリア・アムクアイア保健大臣	H16.10.5 661号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。